

(電子メール施行)
建 指 第 1351 号 -5
令和 4 年 5 月 31 日

関係団体代表者 様

兵庫県まちづくり部建築指導課長

「建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定」に係
る兵庫県告示の改正等について（通知）

平素より本県の建築行政の推進に御協力いただき感謝します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律（令和 4 年法律第 44 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正
に伴い、標記告示を改正し、兵庫県公報に登載したので、お知らせします。

つきましては、貴団体所属の会員等の関係者の皆様への周知に御協力いただきますよ
う、よろしくお願いします。

なお、建築基準条例（昭和 46 年兵庫県条例第 32 号）が改正されるまでの間の同条例の
適用については、改正前の建築基準法の条項に読み替えることとして支障ありませんの
で念のため申し添えます。

問合せ先：兵庫県まちづくり部建築指導課 建築指導班 担当：大橋 Tel：(078) 341-7711（内線）4720 Fax：(078) 362-4455
